主

本件上告を棄却する。

理由

弁護人吉森照夫,同上杉雅央の上告趣意は,事実誤認,単なる法令違反,量刑不 当の主張であって,刑訴法405条の上告理由に当たらない。

なお,所論にかんがみ記録を調査しても,刑訴法411条を適用すべきものとは 認められない。

付言すると、本件は、女性従業員ばかりの高級宝飾品店をねらい、従業員らを殺害して高額な宝飾品を強取することを企て、ガソリンを店舗内に散布した上で放火し、宇都宮市内の繁華街にある店を全焼させて従業員6名を火傷死ないし焼死により殺害するとともに、1億4000万円強の宝飾品を強取したという強盗殺人、現住建造物等放火の事案である。人を殺してでも一挙に大金を獲得しようと周到に準備し、計画どおりの犯行に及んだ本件の経緯や動機は、利欲目的が強い誠に自己中心的なもので、酌量の余地は全くない。従業員全員の手足を縛り、目隠しまでした上で店内奥の休憩室に押し込め、その出入口付近などに用意したガソリンをまき散らしてライターで点火し、現場を火の海にして店もろとも焼き殺した殺害の態様に至っては、強固な殺意の下にガソリンによる放火という手段を選択、実行したもので、冷酷かつ残虐極まりない。何の落ち度もない6名の生命を奪うなどした結果は極めて重大であり、最愛の母、妻、あるいは娘を突然奪われた遺族らの処罰感情は非常に厳しい。凶悪な本件犯行が社会に及ぼした影響も甚大である。

以上のような犯情に照らすと,被告人の刑事責任は極めて重大であり,被告人の ために酌むべき情状を考慮しても,原判決が維持した第1審判決の死刑の科刑は, 当裁判所もこれを是認せざるを得ない。

よって,刑訴法414条,396条,181条1項ただし書により,裁判官全員 一致の意見で,主文のとおり判決する。

検察官水野美鈴 公判出席

(裁判長裁判官 那須弘平 裁判官 上田豊三 裁判官 藤田宙靖 裁判官 堀籠幸男 裁判官 田原睦夫)